第 33 回本部員会議資料
令 和 ３ 年 ５ 月 ７ 日
教 育 委 員 会 事 務 局

県教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて

【要旨】
今般、学校の衛生管理の観点から文部科学省が作成した**「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」**について、令和３年４月 28 日時点での**最新の知見に基づき改訂されこと**から、本マニュアルについて、**４月 30 日付けで各県立学校、各市町村教育委員会等に通知**したところです。
引き続き、児童生徒・保護者の理解と協力や、保健所、市町村教育委員会等の関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでいきます。

１　衛生管理マニュアル（2021.4.28 Ver.6）の主な改訂ポイント

（１）　変異株に係る知見及び対策の追記
変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。

（２）　感染者対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記
児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するＩＣＴ活用等による学習指導などを追記。

（３）　地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記
緊急事態宣言対象区域における部活動をはじめとする教育活動の留意事項を追記。
また、まん延防止等重点措置区域については、学校設置者がマニュアルに示されている感染レベルを踏まえて判断し、レベルに応じた教育活動を行うことを明記。

（４）　臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記
地域一斉の臨時休業については、学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること等を明記。

２　各市町村教育委員会への支援等

（１）　**４月 27 日（火）に開催された県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会**において、県教育長から各市町村教育委員会教育長に、改めて感染症対策の徹底について注意喚起を図った。

（２）　児童生徒等及び教職員に感染が確認された学校及び市町村教育委員会に対して、必要に応じて助言するなど支援している。